

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 4 1 号
(交 企 、 交 指)
令 和 6 年 3 月 2 6 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

交通事故等の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について
交通死亡事故若しくは道路外致死の遺族又は交通事故若しくは道路外致傷により重度
後遺障害を受けた者及びその直近の家族（以下「遺族又は被害者等」という。）による
加害者に対する行政処分結果についての問合せに対しては、下記の基準により適切な対
応を図られたい。

なお、本通達の発出に伴い、「交通事故の被害者等による行政処分結果の問合わせへの
対応について」（平成31年3月6日付け運免第957号）は廃止する。

記

1 対象

遺族又は被害者等を対象とする。

2 回答内容

(1) 行政処分の内容

ア 行政処分を既に行っている場合

加害者に対する行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止の別及び停止の場
合にはその日数）について、回答すること。

なお、当該処分が軽減を行ったことによるものである場合には、その旨を付言
すること。

また、免許の取消しの場合には、遺族又は被害者等から求めがあったときは、
欠格期間についても回答すること。

イ 行政処分を行わないこととしている場合

加害者の運転免許が失効した（点数制度によらない処分によって運転免許を取
り消した場合を含む。）ことにより行政処分を行わないこととした場合には、そ
の旨を回答すること。

遺族又は被害者等から「加害者」とされている者に違反がないと判断して行政

処分をしないこととしている場合には、当該事故に関して、同人に対する行政処分は行わない旨を回答すること。

ウ その他の場合

行政処分を行うか否か未定の場合（行う予定で手続中である場合を含む。）には、結果がまだ出ていない旨を回答すること。

(2) 行政処分の理由

加害者に対する当該事故に基づく処分の基本量定について説明すること。

また、処分内容を説明する上で、当該事故自体の点数評価に加えて当該加害者の取消し歴、前歴及び累積点数を説明することが必要となる場合には、過去の取消しの有無、停止処分の前歴の回数及び累積点数自体を述べることは差し支えないが、その内容について述べることは適切でないので、原則として差し控えること。

なお、軽減を行った場合には、その理由について回答するものとするが、どの程度詳細に説明するかについては、個々の事案に応じて判断すること。

3 対応上の留意事項

(1) 問い合わせに対する回答所属等

青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において回答するものとする。

ただし、当該事故を取り扱った警察署及び青森県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に対して問い合わせがあった場合には、当該警察署等が運転免許課に照会して回答を得、当該警察署等から申出人に回答することとしても差し支えない。

なお、運転免許課において、申出人が遺族又は被害者等であることを容易に確認できない場合には、それらの確認が必要であり、事故を取り扱った警察署等を通じて、回答を受けることができる旨を教示することとなることから、この点にも留意されたい。

(2) 回答の方法

回答方法は、書面による回答の求めに応ずべき法令上の義務はないことから、口頭によるものとする。

担当：運転免許課運転免許管理係